



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年1月21日（水）号外（第1号）

■ 目 次

告 示
○知事指定薬物の指定（薬務課）

ページ

2

■ 告示

◎群馬県告示第16号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年1月21日

群馬県知事 山本一太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 3-[2-[シクロプロピル](メチル)アミノ]エチル]-1H-インドール-4-オール(通称名4-HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy-McPT)及びその塩類
- (2) 2-[4-イソプロポキシフェニル]メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名N-Pyrrolidinone-isotonitazene、Isotonitazepyne)及びその塩類
- (3) 2-[2-[2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル]メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン(通称名Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranonitazene)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年1月22日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
